許認可等の内容		内容	公務災害の認定				
根拠法令及び条項		び条項	鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例第3条第2項				
担	当	課	職員課ほか	処	分 権	者	市長ほか
標準処理期間		期間	30日	設	定	日	平成8年4月1日

審査基準

公務災害の認定については、「公務上の災害の認定基準について(昭和 48 年 11 月 26 日付け地基 補第 539 号地方公務員災害補償基金理事長通知)」に準拠する。

総務3-2

許認可等の内容			遺族補償年金の支給停止		
根拠法令及び条項		条項	鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例第 16条(地方公務員災害補償法第 35条第 1 項準用)		
担	当	課	職員課ほか	処分権者	市長ほか
標準	処 理其	月間	30 日	設 定 日	平成8年4月1日

審査基準

- 1 遺族補償年金の受給者が1年以上所在不明であること(事実を証明できる書類の提出を求める。)。
- 2 支給停止の申請をすることのできる最上位順位者の申請であること。

総務3-3

許認可等の内容	遺族補償年金の支給停止の解除		
根拠法令及び条項	鳥取市議会の議員等の公務災害補償等に関する条例第 16条(地方公務員災害補償法第 35条第 2 項準用)		
担 当 課	職員課ほか	処分権者	市長ほか
標準処理期間	30 日	設 定 日	平成8年4月1日

審査基準

1年以上所在不明であったことにより、遺族補償年金の支給を停止された者は、いつでも遺族補 償年金の支給停止の解除の申請をすることができるが、審査に当たっては、本人確認を行い、併せ て年金証書の提出を求める。

総務3-4

許認可等の内容	未給与恩給の遺族への支給
根拠法令及び条項	鳥取市恩給条例第7条第1項
担 当 課	職 員 課 処分権者 市 長
標準処理期間	90日 設 定 日 平成8年4月1日

審査基準

- 1 支給事由は、次のいずれかの場合に該当すること。
 - (1) 恩給を受けていた者が死亡した場合
 - (2) 恩給の受給権者が恩給の請求をしないで死亡した場合
- 2 申請者は、条例第35条による遺族又は民法の定めによる相続人であること。

許認可等の内容	恩給を受ける権利の裁定		
根拠法令及び条項	鳥取市恩給条例第9条		
担 当 課	職員課	処分権者	市長
標準処理期間	90 日	設 定 日	平成8年4月1日

審査基準

1 退隠料

- (1) 市吏員として17年以上在職して退職したときとし、在職期間は、合算で計算する。
- (2) 年金額は、次のとおりとする。
- ・在職年が17年の場合 仮定俸給年額の150分の50に相当する金額
- ・それを超える在職年の場合 1年増すごとに仮定俸給年額の150分の1に相当する金額を加えた金額。ただし、在職年35年で打ち切る。

2 増加退隠料

- (1) 市の吏員が公務のためにけがをし、又は病気にかかり、重度障害の状態となり退職したとき。
- (2) 市の吏員が公務のためにけがをし、又は病気にかかり、退職した後5年内に重度障害の状態となり、又はその程度が増進した場合においてその期間内に請求したとき。
- (3) (2)の期間を経験した場合で、市長においてその重度障害が公務に起因することが顕著であると認めたとき。

3 遺族扶助料

- (1) 退隠料を受給している者、受給資格がある者が死亡したとき、この者によって生計を維持し、又はこれと生計を共にしていた者(遺族)であるとき。
- (2) 年金額は、原則として退隠料の1/2相当額。ただし、最低保障、寡婦加算がある。

4 傷病賜金

- (1) 市の吏員が公務のためにけがをし、又は病気にかかり、重度障害の程度に至らないが条例別表第1号表の2に規定する程度に達し、退職したとき。
- (2) 市の吏員が公務のためにけがをし、又は病気にかかり、退職した後 5 年内に条例別表第 1 号表の 2 に規定する程度に達し、その期間内に請求したとき。

総務3-6

許認可等の内容	所在不明期間中の遺族扶助料の支給停止		
根拠法令及び条項	鳥取市恩給条例第 41 条		
担 当 課	職員課	処分権者	市長
標準処理期間	90 日	設 定 日	平成8年4月1日

審査基準

- 1 停止事由は、遺族扶助料の受給者が1年以上所在不明であること。
- 2 申請者は、同順位者又は次順位者であること。

総務3-7

許認可等の内容	遺族扶助料停止期間中の転給
根拠法令及び条項	鳥取市恩給条例第 42 条第 1 項
担 当 課	職 員 課 処分権者 市 長
標準処理期間	90日 設 定 日 平成8年4月1日

審査基準

- 1 転給事由は、次のいずれかにより、遺族扶助料が停止となっていること。
- (1) 3年以下の懲役又は禁錮の刑に処せられたとき。
- (2) 1年以上所在不明であるとき。
- (3) 60歳になるまでの夫
- 2 転給期間は、遺族扶助料の停止期間中とする。
- 3 申請者は、遺族扶助料同順位者とし、同順位者がない場合は次順位者であること。